

令和8年度（2026年度）

豊中市会計年度任用職員選考試験募集案内

令和8年（2026年）6月

豊中市

1. 募集職種	言語聴覚士
2. 勤務場所	豊中市立児童発達支援センター
3. 勤務内容	言語聴覚療法及び発達に関する相談業務
4. 勤務時間	週 30 時間勤務（1 日 7 時間 30 分、週 4 日勤務）
5. 報酬	月額 223,797 円（令和 8 年（2026 年）4 月現在） 期末・勤勉手当 4.65 月分支給あり。（ただし、初年度は勤務月数により異なります。） ※通勤分報酬あり（上限 150,000 円）。 ※その他の手当（退職手当等）は支給されません。
6. 任用期間	令和 8 年（2026 年）10 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで（ <u>6 か月間</u> ） ※6 か月を良好な成績で勤務した場合には、再任されることがあります。
7. 採用予定人数	1 人
8. 受験資格	言語聴覚士免許を有する人 ※本職種は、こども性暴力防止法に基づく要件を定めています。必ず「13.欠格条項等」をご確認ください。
9. 試験科目	書類選考（試験申込書・作文）、個人面接 【作文課題】「子どもの育ちに大切なこと」（800 字以内、別紙様式、本人自筆）
10. 申込方法	所定の試験申込書（写真添付）・作文及び合否通知返信用の角形 2 号封筒（24.0 cm×33.2 cm、620 円分の切手を貼付）をおやお保健課児童発達支援センターへ提出（随時受付）。 郵送の場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便にて下記お問合せ先に送付してください。申込書受付後、個人面接試験の時間を連絡します。
11. 合否通知	本人宛文書にて合否を通知します。
12. お問合せ先	こども未来部はぐくみセンターおやお保健課児童発達支援センター ☎06-6866-2360 〒561-0854 豊中市稲津町一丁目 1 番 20 号

<p>13. 欠格条項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第 16 条（下記参照）に定める欠格条項に該当する人は受験できません。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2. 当該地方公共団体（豊中市）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・本職種は令和 8 年（2026 年）12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という）に基づく児童等と関わる対象業務に従事する職種です。このため、次の要件を満たさない場合は任用することができないことから、受験できません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定性犯罪事実該当者でないこと <ul style="list-style-type: none"> －こども性暴力防止法第 2 条第 8 項に規定される「特定性犯罪事実該当者」は受験できません。（下記参照） <ul style="list-style-type: none"> 1. 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。））であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 20 年を経過しないもの 2. 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して 10 年を経過しないもの 3. 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 10 年を経過しないもの 詳しくは、こども家庭庁ホームページをご確認ください。 ② 犯罪事実確認への同意 <ul style="list-style-type: none"> －任用にあたり、特定性犯罪の犯罪事実確認を行うことから、当該確認への同意が必要です。これに同意しない場合は受験できません。
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みにより送付された情報はこの選考試験の円滑な遂行のために用い、その他の目的には一切使用しません。 ・採用者が決定次第、募集は終了します。 ・通勤手段は、各自で確保してください。 ・職務遂行にあたっては、職員以外の者が関わることはできません。